

埼玉県立総合教育センター施設開放事業実施要領

第1条（趣旨）

この要領は、埼玉県立総合教育センター施設開放事業実施要綱第7条の規定に基づき、広く県民の健康増進及び体力の向上を図るため、埼玉県立総合教育センターの体育施設を地域住民のスポーツ活動の場として開放する事業（以下「施設開放事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（利用者の範囲）

開放施設を利用できる者は、スポーツ活動を目的とした県内在住者又は在勤者で組織されている責任者の明確な団体とする。

なお、営利を目的とした団体の利用は不可とする。

第3条（代表者）

各団体は代表者を定め、開放施設の管理保全及び利用者の指導に当たる。

第4条（施設利用の手続き）

開放施設を利用する場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 利用者は、あらかじめ、登録申請書(様式第1号)を埼玉県立総合教育センター所長に提出し、登録証(様式第2号)の交付を受けること。
- (2) 登録証(様式第2号)の交付を受けた者が、開放施設を利用しようとするときはあらかじめ施設利用許可申請書(様式第3号)を埼玉県立総合教育センター所長に提出し、許可を受けること。
なお、この手続きは原則として3か月ごとに行うものとする。
- (3) (2)の手続きにより、行政財産使用の申請・許可とみなす。

第5条（利用者の責務）

利用者は、この要領及び別に定める利用者心得を遵守し、事故防止及び施設設備の保全に努めなければならない。

- 2 利用者は、施設設備・用具等を損傷又は亡失した場合は、その損害について賠償するものとする。
- 3 利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、利用者が負うものとする。

第6条（利用許可の取消し）

所長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、この要領及び別に定める利用者心得に違反したとき

- (2) 利用者が、開放施設を許可した目的以外に使用したとき
- (3) 施設の管理上支障が生じたとき
- (4) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき

第7条（経費）

施設開放事業に必要な経費は、県費をもってこれに充てる。

第8条（管理責任）

この要領に基づく施設開放事業の実施に係る管理上の責任は、利用者の責めに帰すべきものを除き、埼玉県立総合教育センターが負うものとする。

第9条（その他）

この要領に定めるもののほか、施設開放事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。